

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (六件) ……
- …… (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課・都市基盤部街路計画課) ……
- 都市計画事業の認可 ……
- …… (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) ……
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 ……
- …… (住宅政策本部住宅企画部民間住宅課) ……
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定 ……
- …… (環境局自然環境部計画課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 (二件) ……
- …… (環境局多摩環境事務所環境改善課) ……
- 都道の区域変更 ……
- …… (建設局道路管理部路政課) ……
- 都道の供用開始 ……
- …… (同) ……
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定 ……
- …… (建設局道路管理部監察指導課) ……
- 告示 (選)
- 令和三年東京都選挙管理委員会告示第百三十五号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正 ……
- 令和三年東京都選挙管理委員会告示第百七十一号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正 ……

告示

公 告

- 不在者投票管理者を置く施設の指定 ……
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 ……
- …… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定 …… (水道局) ……

●東京都告示第四十九号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第百四十四号町田都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画緑地事業第三十一号葉師池北緑地
- 三 事業施行期間 平成二十四年二月六日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第五十号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第千七百七号町田

都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画公園事業第五・五・五号野津田公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年七月七日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第五十一号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第七百六十九号町田都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画公園事業第四・三・七号町田スポーツ公園
- 三 事業施行期間 令和二年五月二十九日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第千二百八十四号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 足立区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業足立第二・二種類及び名称
・百五十四号平野三丁目公園
- 三 事業施行期間 令和二年十月十六日から令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第千七百七十号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第四十九号線
- 三 事業施行期間 平成二十一年八月十四日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
平成二十一年東京都告示第千七百七十号の事業地のうち、世田谷区上野毛三丁目及び瀬田一丁目地内を追加する。

使用の部分

平成二十一年東京都告示第千七百七十号の事業地のうち、世田谷区上野毛三丁目及び瀬田一丁目地内を削る。

●東京都告示第五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十八年東京都告示第千四百三十七号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第五十四号線及び区画街路世田谷区画街路第十号線
- 三 事業施行期間 平成十八年十月十八日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
国立市泉五丁目地内
使用の部分
なし

年三月三十一日まで

収用の部分

平成十八年東京都告示第千四百三十七号の事業地のうち、世田谷区北沢二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成十八年東京都告示第千四百三十七号の事業地のうち、世田谷区北沢二丁目地内において事業地を変更する。

●東京都告示第五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき国立都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 国立市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 国立都市計画公園事業第三・三・六号城山公園
- 三 事業施行期間 令和四年一月二十一日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
国立市泉五丁目地内
使用の部分
なし

●東京都告示第五十六号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する

る法律（平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、住宅確保配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称 特定非営利活動法人インクルーシオンセンター東京オレンヂ
- 二 支援法人の住所 新宿区高田馬場二丁目十一番三号コーポ合歓一階
- 三 支援業務を行う事務所の所在地 新宿区高田馬場二丁目十一番三号コーポ合歓一階
- 四 指定年月日 令和四年一月十二日

●東京都告示第五十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

令和四年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称 株式会社W S a T
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所 墨田区江東橋三丁目三番七号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表取締役 松田 宗法
四 その他

一の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第五十八号

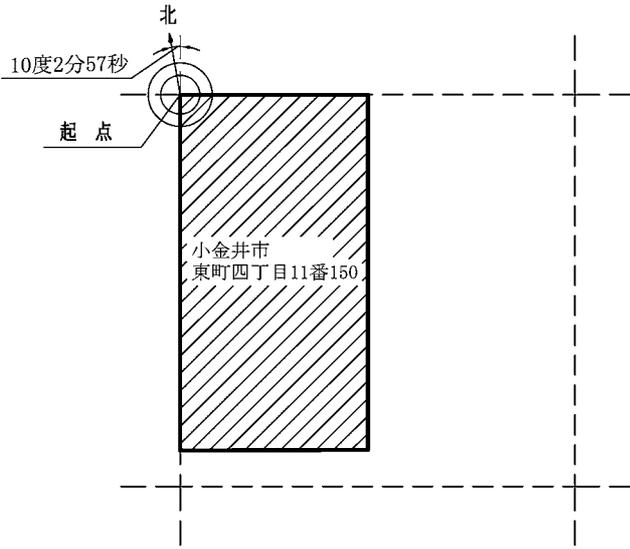
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和三年東京都告示第百五十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（小金井市東町四丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界(筆境界)
- ▨ : 指定を解除する区域

【起点】

起点は、小金井市東町四丁目11番150の最北端とする。

【格子の回転角度(10度2分57秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第九百五十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月二十一日

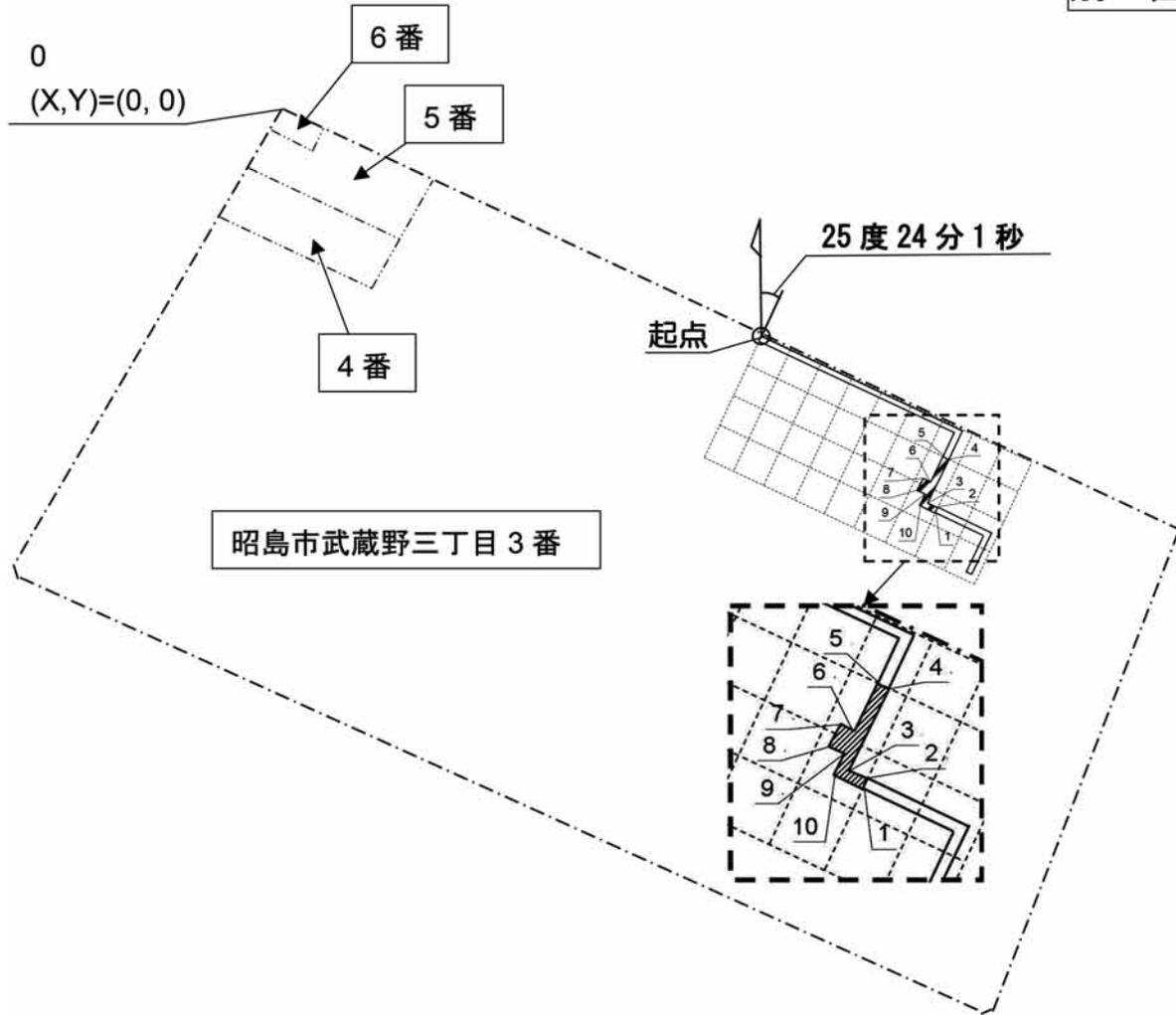
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(昭島市武蔵野三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度(25度 24分 1秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】

起点は、座標値 (X= 143.822, Y= -69.327) とする。

※座標値は、昭島市武蔵野三丁目 6 番の最北端を (X,Y)=(0,0) とし、東西方向を X、南北方向を Y とした任意座標である。

【凡 例】

-  指定を解除する区域
-  単位区画
-  調査範囲
-  敷地境界
-  筆境界

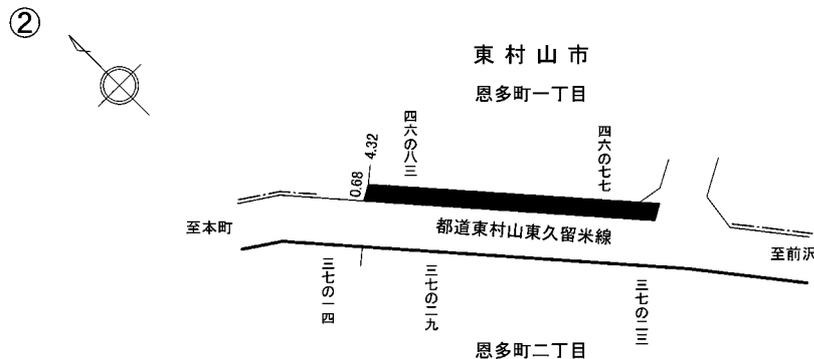
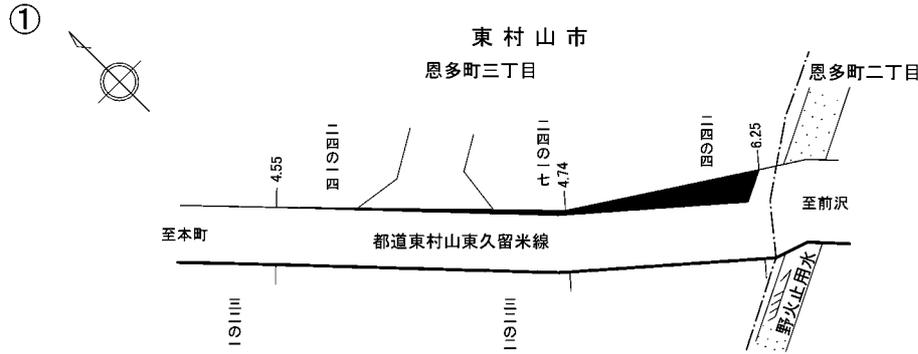
点名	X 座標	Y 座標
0	0	0
起点	143.822	-69.327
1	195.754	-123.134
2	196.526	-121.508
3	193.812	-120.218
4	200.039	-107.115
5	198.414	-106.343
6	194.804	-113.942
7	192.329	-112.750
8	190.580	-116.344
9	193.087	-117.551
10	191.414	-121.071

●東京都告示第六十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和四年一月二十一日から起算して二

別 図

都道東村山東久留米線区域変更略図
 東村山市恩多町三丁目～東久留米市柳窪一丁目

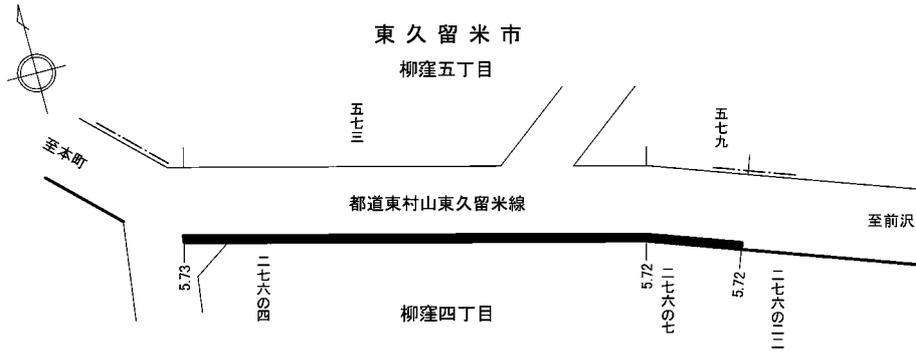
都道
 市道
 編入区域
 延長 二〇四・二八メートル
 面積 八七・〇二平方メートル



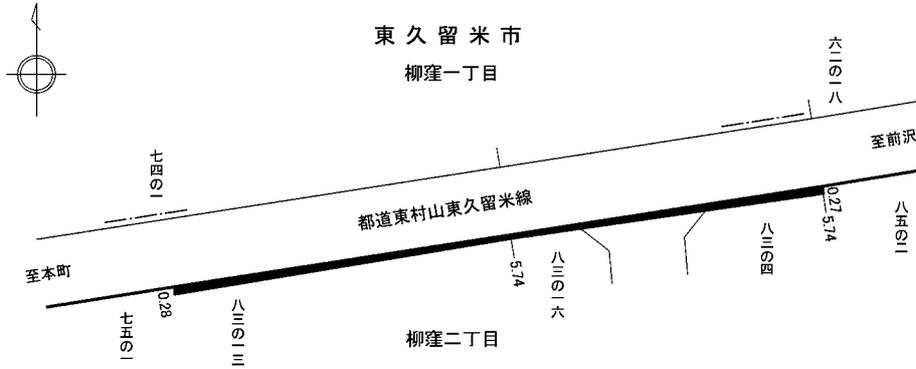
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和四年一月二十一日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 東村山東久留米
 二 変更の区間 東村山市恩多町三丁目二十四番十四地先

三 変更の概要
 別図表示のとおり
 から東久留米市柳窪一丁目四十七番地先まで

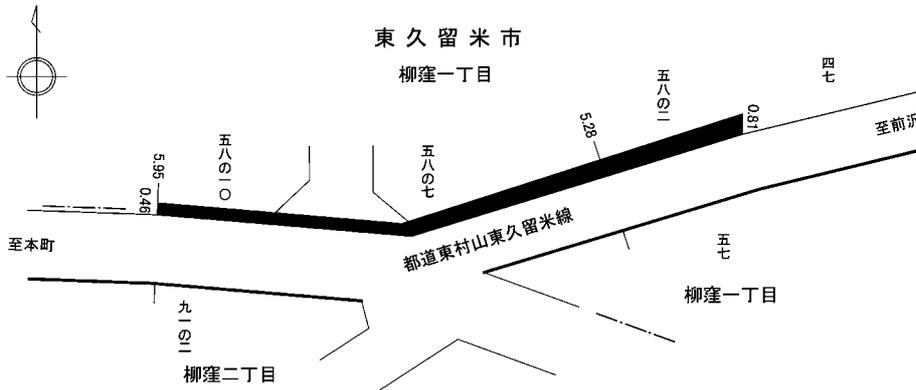
③



④



⑤



●東京都告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年一月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

東村山東久留米

二 供用開始の区間

東村山市恩多町三丁目二十四番十四地先から東久留米市柳窪一丁目四十七番地先まで

三 供用開始の期日

令和四年一月二十一日

●東京都告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年一月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

東村山東久留米

二 占用を制限する区間

東村山市恩多町三丁目二十四番十四地先から東久留米市柳窪一丁目四十七番地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和四年一月二十二日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七十条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、立憲民主党東京都第10区総支部及び国民民主党東京都総支部連合会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和三年東京都選挙管理委員会告示第三十五号)の一部を次のように訂正する。

令和四年一月二十一日

東京都選挙管理委員会

立憲民主党東京都第10区総支部の部1収入総額の項中「9,790,774」を「9,790,784」に、「9,105,004」を「9,105,014」に改め、同部2支出総額の項中「7,619,986」を「8,321,913」に、「2,170,788」を「1,468,871」に改め、

同部3本年収入の内訳の項中「2,004」を「2,014」に改め、同部4支出の内訳の項中「3,267,918」を「3,969,845」に、「119,797」を「821,724」に改める。

国民民主党東京都総支部連合会の部2支出総額の項中「142,478,699」を「166,478,699」に、「34,236,567」を「102,36,567」に改め、同部4支出の内訳の項中「81,626,922」を「105,626,922」に、「71,145,559」を「95,145,559」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第九選挙区支部、日本共産党東京都委員会、音喜多駿後援会、チーム鈴木ようすけ、ゆーいちの会、尾崎大介後援会及び小山くにひこ後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和三年東京都選挙管理委員会告示第七十一号)の一部を次のように訂正する。

令和四年一月二十一日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第九選挙区支部の部1収入総額の項中「59,441,383」を「59,641,383」に、「58,770,000」を「58,970,000」に改め、同部2支出総額の項中「57,784,696」を「57,984,696」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「19,270,000」を「19,470,000」に、「13,200,000」を「13,400,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「33,076,738」を「33,276,738」に、「14,000,000」を「14,200,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円

<p>を超えるもの)の項中</p> <p>「蘇馬政経研究会 200,000 蘇馬区」を 「蘇馬政経研究会 400,000 蘇馬区」に 改め、同部6資産の内訳の項中「38,000,000」を 「37,800,000」に改める。</p> <p>日本共産党東京都委員会の部6資産の内訳の項中 「5,700,000」を「57,000,000」に改める。</p> <p>音喜多駿後援会の部1収入総額の項中「9,167,830」を 「9,340,830」に、「8,057,064」を「8,230,064」に改め、同 部2支出総額の項中「3,755,257」を「3,928,257」に改め、同 部3本年収入の内訳の項中「6,899,561」を「7,072,561」 に、「4,834,561」を「5,007,561」に改め、同部5寄附の内 訳(年間5万円を超えるもの)の項中「988,561」を 「1,161,561」に改める。</p> <p>チーム鈴木ようすけの部1収入総額の項中「3,619,224」 を「3,092,651」に、「1,308,317」を「781,744」に改め、同 部2支出総額の項中「3,193,751」を「2,667,178」に改め、 同部3本年収入の内訳の項中「1,308,297」を「781,724」 に、「1,258,297」を「731,724」に改め、同部5寄附の内 訳(年間5万円を超えるもの)の項中「1,258,297」を 「731,724」に改める。</p> <p>ゆういちの会の部1収入総額の項中「2,281,651」を 「2,308,900」に、「2,132,480」を「2,159,729」に改め、同 部2支出総額の項中「476,573」を「503,822」に改め、同 部3本年収入の内訳の項中 「寄附の総額 2,116,480 政党匿名分を除く寄附の額 2,116,480 を 個人からの寄附 2,116,480」</p>	<p>「寄附の総額 2,143,729 政党匿名分を除く寄附の額 2,143,729 個人からの寄附 2,116,480 政治団体からの寄附 27,249」 改める。</p> <p>尾崎大介後援会の部1収入総額の項中「10,595,249」を 「16,005,249」に、「892,000」を「6,302,000」に改め、同 部2支出総額の項中「6,841,589」を「12,251,589」に改め、 同部3本年収入の内訳の項中「715,000」を「6,125,000」 に、「240,000」を「5,650,000」に改め、同部5寄附の内 訳(年間5万円を超えるもの)の項中 「チナイグレブナーラム 240,000 新宿区」を 「チナイグレブナーラム 240,000 新宿区」 都民フアーストの会 5,410,000 新宿区」に 改める。</p> <p>小山くまひこ後援会の部1収入総額の項中 「13,469,737」を「13,789,737」に、「12,872,500」を 「13,192,500」に改め、同部2支出総額の項中 「3,250,213」を「3,570,213」に改め、同部3本年収入の内 訳の項中「9,172,500」を「9,492,500」に、「6,000,000」を 「6,320,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超 えるもの)の項中 「府中から東京の未来を創る 6,000,000 府中市」を 「府中から東京の未来を創る 6,000,000 府中市」 都民フアーストの会 320,000 新宿区」に 改める。</p>
<p>●東京都選挙管理委員会告示第七号 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五 十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和 二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁 判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二 二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の 規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次 のとおり指定した。</p> <p>令和四年一月二十一日 東京都選挙管理委員会</p> <p>施設の名 称 所 在 地</p> <p>特別養護老人ホームプラ 杉並区高円寺南五丁目三十三番 イムガーテンス高円寺 七号 (短期入所生活介護)</p> <p>さんホーム目黒 目黒区目黒三丁目二十番八号</p> <p>グランフォレスト学芸大 目黒区五本木三丁目十三番二十 学 六号</p> <p>ニチイホーム江古田の杜 中野区江古田三丁目十四番四号</p> <p>ヴィラドゥのぞみ 江戸川区東小松川一丁目一番十 七号</p> <p>ベストライフ南小岩 江戸川区南小岩二丁目四番二十 九号</p> <p>介護老人福祉施設ケアホ 板橋区向原三丁目七番八号 ーム板橋</p> <p>あすなる八王子 八王子市小比企町千三百五十四 番四号</p> <p>やさか記念病院 小平市小川東町二丁目十一番一 号</p> <p>グランドホーム・カペナ 清瀬市中清戸三丁目三百八十九 ウム 番地一</p> <p>南山リハビリテーション 稲城市矢野口三千百二十四番十</p>	

病院

二号 立川市富士見町二丁目三番二
一號 アレジデンス

立川市富士見町二丁目三番二
一號 グランクレール立川ケア
レジデンス

東村山市青葉町三丁目二十九番
地一 三恵病院

●東京都選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五
十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和
二十二年政令第十六号)において準用する場合並びに最高
裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百
十二号)においてその例によることとされる場合を含む。
む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施
設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。
令和四年一月二十一日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地
東京医科大学歯学部 文京区湯島一丁目五番四十五号
附属病院
特別養護老人ホーム サ 西東京市新町一丁目十一番二十
ンメール尚和 五号

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る

意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
令和四年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)足立区東和三丁目計画

二 店舗所在地 足立区東和三丁目百二十五番ほか

三 設置者名 株式会社サンベルクスホールディングス

四 意見

ア 聴取者 足立区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年十二月二十三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年一月二十一日から同年二月二十
一日まで。ただし、東京都の休日に関す
る条例(平成元年東京都条例第十号)に
定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ホームセンターコーナン西東京田無店

二 店舗所在地

西東京市西原町四丁目二番八号

三 設置者名

コーナン商事株式会社

四 意見

ア 聴取者

西東京市長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

令和三年十二月二十三日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和四年一月二十一日から同年二月二十

一日まで。ただし、東京都の休日に関す
る条例(平成元年東京都条例第十号)に
定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

七 縦覧時間

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を

次のとおり指定した。

令和四年一月二十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 指定年
月日

一〇三四 クラシックス工業株式 奥住 浩行 調布市佐須 令和三年
十二月二

一〇三四 真設備 國吉 眞 神奈川県相 同日
模原市緑区

一〇三四 株式会社 水口 里美 鳥取県鳥取 同日
市西品治百

一〇三四 たくみ設備 須崎 拓未 練馬区石神 同日
井台八丁目

一〇三四 昇瑛設備 瀬畑 善和 足立区伊興 同日
一丁目六番

一〇三四 株式会社 榎本 玄 中野区松が 同日
十三号



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

